

日雇労働被保険者の求職者給付問題について 事業団 1 月 26、27 日 **団員へ説明会 開催**

宇治高齢者事業団は、1 月 26 日と 27 日の二日間で「日雇労働被保険者の求職者給付について」団員への説明会を開催しました。

求職者給付問題については、この間、宇治公共職業安定所（ハローワーク宇治）にビラが貼りだされ、その内容について京都高齢者事業団（以下京都事業団）へは 11 月 9 日（月）、京都労基局から業務内容の点検と「日雇保険適用について」口頭での申し入れがありました。

宇治事業団へは、11 月 25 日（水）午後、京都労働局と宇治公共職業安定所（ハローワーク宇治）より、次長等が来られ、当日の説明内容と質疑内容の要旨は、「事業団通信 5 号」で団員にお知らせしたとおりです。



団員説明会では、11 月 14 日（土）第 24 回、11 月 27 日（金）第 25 回の理事会において状況の掌握と今後の対応について協議し、12 月 24 日（木）午後 2 時～宇治公共職業安定所所長宛に『「日雇労働被保険者の求職者給付」継続のお願い』の申し入れを行ってきた経過について報告しました。

1 月 26 日と 27 日、宇治高齢者事業団が開催した「日雇労働被保険者の求職者給付について」団員への説明会 宇治公民館にて

4 月 1 日より宇治事業団は、「一般適用事業所として運営」を報告

そして宇治事業団としては、現制度の維持に向けて全力で取り組んできましたが 1 月 15 日に開催した第 26 回理事会において以下の内容を確認したことを報告し、団員の皆様のご理解をお願いしました。

- ① 4 月 1 日より宇治事業団は、日雇適用事業所を返上し、全て一般適用事業所として運営します。
- ② 団員個々の雇用形態身分等について早急に整理し、労使協議会に提案・協議していきます。
- ③ 現在在籍する団員については、全て継続して働いていただけるように努力します。
- ④ 収入金額については、これまでと同様の収入を保証する事はできませんので、この際、新たな道を選択される方は 2 月末までに事務局まで申し出て下さい。

今後、事業団の存続、維持にむけて財源問題も含めて整理検討が必要になります。皆様のご支援、ご協力をを宜しくお願いします。

第7回労使協議会 2月4日午後開催

「近鉄大久保駐輪場要望書」「ハローワーク問題」他で協議

第7回労使協議会を2月4日に実施。事業団より梅原代表理事、玉井理事、加藤理事、労働組合より中村崇・建交労京都支部執行委員長、山本潔宇治分会長、女坂副分会長、小林副分会長、木谷分会書記長が参加して開催されました。

最初に「近鉄大久保第3駐輪場に関する質問事項及び要望事項」について回答

会議では、昨年12月26日に山本分会長より文書提出された。「近鉄大久保駅高架下第3駐輪場に関する質問事項及び要望事項」について以下の回答を行ないました。

以下要旨を掲載します。

分会要望事項 今回、Kサポートから大幅な時間削減を提示してきた、ハローワークの給付停止を含め考えると大幅な減収となる。事業団事務局として、今後どのような考えで、どうするのか、最低限、市営駐輪場並みの待遇にすべきではないか、人事交流、人事移動などを実施され、事業団の存在意義である高齢者・貧困者に平等・公平に働く場所を提供すべきだと思う、(死活問題に係る) これらのことを考慮し、次の質問事項に書面で回答していただきたい。

2月4日回答 昨年11月30日に(株)Kサポートより提案された今年3月よりの勤務体制については、雇用確保を最優先に考え、不満はありますが提案を受け入れざるを得ませんでした。この勤務体制が導入されることにより、全体として勤務時間が削減され、結果、団員にとっては減収となります。しかし団員の雇用を守ることを最優先に考えれば、当面は減収を受け入れていかざるを得ません。

また、ハローワークの給付金のことに関しては、他の団員も同様であり、1月26日、27日の説明会で周知したように、今後労使協議会の場で議論していくこととなります。

分会要望事項 1、今後もハローワークから被保険者手帳が交付され、給付金ありの場合、2ヶ月で26日の就労が必要だが、日数不足が発生した場合は、どうするのか。

2月4日回答 日雇労働被保険者の求職者給付については、今年3月末で終了となります。したがって最終給付月の3月においても日数不足となるような場合があるとは現在想定していません。

分会要望事項 2、年末12月28日以降の勤務はどうするのか。

2月4日回答 (株)Kサポートと調整中、後日回答します。

分会要望事項 3、来年3月以降、第1、第4駐輪場において、一時預けが廃止となり、第3駐輪場においては、常に満車状態と成り、満車の看板を出す、Kサポートは承知しているのか。

2月4日回答 (株)Kサポートの現場責任者の方と相談した結果、今後一時預かりの台数を決めて、それをオーバーした場合は「満車」の看板を出してもらってもいいとなりました。なお、現在まで契約主体である一般社団法人宇治高齢者事業団としては(株)Kサポートより文書でもって連絡いただいたことはありません。

分会要望事項 4、月極更新については、更新日が前月の月末となり、更新が集中するので、月末は係員の増員は考えられているのか。

2月4日回答 確かに昨年11月30日に(株)Kサポートの橋爪課長はそのような更新手続き

の変更を話されました。また、昨年12月1日付で(株)Kサポートより大久保駐輪場勤務者各位あてに配布された文書の中にも「定期利用時の期間設定の変更について」として、翌月分は16日から月末までの申込となつています。この件についても、(株)Kサポートの現場責任者と話し合った結果、当面は従来どおりとなりました。なお、(株)Kサポートの橋爪課長との話し合いで、整理業務の勤務時間については現場責任者と相談をして3時間の勤務時間さえ守ってもらえれば変更してもらってもよいと確認しています。(株)Kサポートの現場責任者との話し合いで、7時～10時の3時間で了解を得ました。

また、今後は現場連絡主任を選出していただき、選出された現場連絡主任が(株)Kサポートの現場責任者との窓口になっていただきます。現場連絡主任の方とは定期的に事業団と話し合い意思疎通を図っていきます。

分会要望事項 5、駐輪場の業務が大幅に改正され、お客様から苦情などは、直接Kサポートに云ってもらおうようにするが、Kサポートとしては承知されているのか。その際の連絡先等について
2月4日回答 (株)Kサポートの現場責任者と話し合いをした結果、管理人としての業務の中には苦情などの一次対応は入っているので、初期対応は管理人が行ってください。なお、利用者が納得されない場合は(株)Kサポートを案内していただいで結構です。

分会要望事項 6、朝の整理員3時間は、単独で、3人のローテーションにして欲しい。事業団として何故人事交流をやり、働きがい、生きがいのある楽しい職場作りをしないのか、将来を含めてどのようにしたいのかお聞かせ願いたい。

2月4日回答 事業団としては現在の4人2組でのローテーションで実施する考えです。このことは昨年12月5日付で近鉄大久保第3駐輪場各位として回覧文書を配布済みです。人事交流については今後検討していきます。また「楽しい職場作り」についてはご指摘のとおりです。職場でのいじめや人権侵害は絶対に根絶すべきと考えています。もしそのような事象が発生した場合は、就業規則に基づく懲戒処分の対象となります。

一般適用事業所への切り替えで、1月28日付けで「建交労京都支部」から要望書「雇用形態等の団の案を早急に提案を要望」 次回労使協議会に提案予定

宇治事業団が4月より日雇雇用から一般就労に切り替える事について、1月28日付けで建交労京都支部から以下の要望書が提出され、その内容で労使協議を行ないました。

建交労京都支部としての要望事項

- 1、当面の雇用について①現在の就労条件を維持する。②固定現場は全員一緒に就労を継続することを前提に話し合う。その上で、退団者が出た場合は速やかに補充する。③一人現場の場合も就労を継続することを前提に話し合う。
- 2、その他労働条件などについては、協議の場で具体化していく。

要望事項に対して事業団としては、4月1日から一般事業所へ切り替えることについて1月26日、27日の説明会でも説明したとおりであるが、一般適用事業所に転換することにより整理すべき事項について (1)法律上義務付けされている事項 ①就業規則 ②雇用形態 ③雇用契約書 ④雇用保険 ⑤年休 (2)法律上義務付けがない事項 ①出勤日数 ②通勤費 ③退職金等について事務局で、整理、検討をしている。2月17日に開催予定の事業団理事会に提案し了承されれば、次回の労使協議会に提案する旨、説明しました。

次回の労使協議会(第8回)は、2月22日(月)午後3時半から開催することとしました。

屋外作業班 安全対策・メンテナンスで「刈払機の正しい使い方」について講習会を開催。



屋外作業班講習会 作業読本に基づいて説明される溝田信さん。2月2日（火）午後 事業団事務所にて

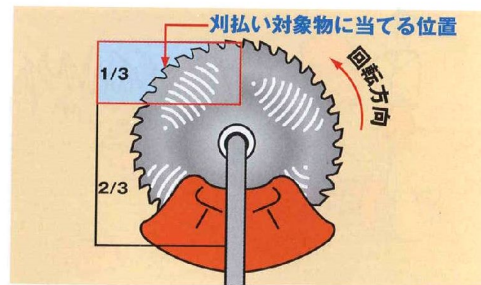


刈払機のメンテナンスについても具体的に説明。左から二人目が農協の小西茂夫さん。事業団事務所前にて

2月2日（火）午後、屋外作業班は、刈払機の正しい使い方について講習会を開催しました。

講習会には、宇治市農協の小西茂夫さんとやまびこ西部株式会社関西支店の溝田信さんに来ていただきました。

最初に溝田さんからやまびこ(株)が作成された安全と快適作業読本(下記掲載他19コマの説明図)に基づいて



14 能率が上がります。

雑草等を刈るときは刈払った草類がからみつかない刈刃の位置で刈りましょう。

詳細に説明していただきました。

説明では、事故を防ぐ機械の操作方法や機械を長持ちさせるためにグリスアップの箇所や燃料についても混合比が50対1（現在25対1を使用）の専用オイルを使用した方が機械にも使用者の健康問題等にも良いことなどが説明されました。

(写真左参照)

事務局からのお知らせ

各職場から選出をお願いしております「現場連絡主任」について、1月29日付けで第一次分の任命通知を各人にさせていただきました。任命期間は、2016年1月～2017年3月31日迄とさせていただきます。宜しく願いいたします。尚、未選出職場につきましては、早急に選出をお願いいたします。